

# 平成28年度 社会福祉法人 山都町社会福祉協議会 事業計画書

## 1. 基本方針

現在、国の社会保障審議会福祉部会の答申を受け、「社会福祉法の一部を改正する法律」案が、国会で継続審議となっている。成立後は改正法に従い定款変更を含め随時申達されてくる予定である。これは、全ての社会福祉法人に対して、第1に経営組織の内部統制の強化、第2に広く情報を公開し、法人運営の透明性を高めること、第3に社会福祉法人に対して、地域における公益的な活動を実施する責務が規定されていることである。

平成28年度は、第2次山都町地域福祉活動計画の2年度目となり、27年度の活動評価を行うとともに、計画に従った事業を実施していく。また、介護保険法改正に伴う29年度からの地域支援総合事業の実施に向け、町担当課と詰めの協議を行っていく。山都町ボランティアセンター事業について、本年度は「第10回火の国ボランティアフェスティバル上益城」を開催することとなり、5町社協、各町ボランティア連絡協議会、行政一致団結して成功させなければならない。また、昨年も各地で自然災害に伴う大きな被害が発生しており、災害ボランティアセンター設置訓練並びにサポーター養成講座の上級者編も実施する。更に、現在の要支援者等に対する有償ボランティアの仕組みについても研究していく。

上記のとおり、社会福祉協議会を取り巻く環境や求められる取り組みも変化するなか、地域福祉の推進に向けて、地域の福祉力を育み、地域住民が自らの力で地域福祉課題の解決を図っていけるよう、そのプロセスをサポートしていくことを基本方針とする。

## 2. 重点事項

- (1) 地域支え合い活動（共助・互助体制）充実支援
- (2) 改正介護保険法への対応
- (3) 改正社会福祉法への対応
- (4) 在宅福祉サービス事業の見直しと新たな事業の研究
- (5) 総合相談、困窮者援護、就労支援等の充実・強化
- (6) 行政及び関係諸機関との連携強化
- (7) 事務局機構及び各支部体制の整備並びに人事配置の検討

## 3. 事業施策の体制

- (1) 社協組織・活動体制の充実・強化

基本方針でも触れたが、改正社会福祉法においては、役員の権限、執行部としての責任も求められることになる。評議員、役員等相互に規律する関係が形骸化しており、理事会及び評議員会の役割を明確化し、執行機関と議決機関とを分離し、評議員会の統制を受ける構造が新たにつくられる。これらを踏まえ、次年度以降も見据えた内容整備を以下のとおり実施していく。

- ①理事定数の見直し（改正法に基づき）
- ②県指導監査への対応
- ③社協運営会議、幹部職員会議、福祉活動専門員部会の月例開催
- ④各種フォーラム・セミナー等への参加
- ⑤会計不祥事防止策としての内部牽制体制と外部監査の実施
- ⑥理事・監事・評議員の研修の実施

## (2) 経営基盤強化のための財源確保

介護報酬の改定、利用者の減少にともない、介護保険事業収入が大幅に減少しており、地域福祉事業への補填も厳しい状況が続いている。当初予算についても前期繰越を充当し予算編成を行ったところである。町補助金についても、人件費要求額の70%の査定となっており、29年度からの介護保険法改正を踏まえ、抜本的な経営体質の改善を図らなければならない。新たな事業収入の確保や、経費節減に努めなければ、支払資金も枯渇することになりかねない。区長制度改革により、募金や会費の収納率減少も懸念されるが、安定した社協経営が行っていけるように以下のとおり取り組んでいく。

- ①全戸会員制度の周知、理解、使途明確化と加入促進
- ②特別会員の加入促進と使途の明確化
- ③寄付金使途の明確化と効果的運用
- ④赤い羽根共同募金運動充実と、山都町共同募金委員会への改組
- ⑤介護保険事業の効率的経営
- ⑥各種事業の効率化と経費節減
- ⑦新たな事業収入の開発と研究
- ⑧各種団体への活動助成金交付額の見直しと支援策の研究

## (3) 住民組織意識啓発並びに活動支援

今回の介護保険制度改革については、現在の要支援者に対する予防給付である、訪問介護と通所介護サービスが、地域支援総合事業に移行することとなる。そのサービス内容には、地域における支え合い活動も含まれており、これは社協が従

来行ってきた活動が制度上位置付けられたことにほかならない。社協で組織化している 30 地区福祉会の活動なくして制度は成り立たないと考える。引き続き 30 地区福祉会の活動支援を行い、制度改正への準備を進めていく。

- ① 30 地区福祉会長の先進地視察研修及び情報交換会の実施
- ② 地区別福祉懇談会の全町実施（全 30 地区福祉会＋希望地区）
- ③ 懇談会をとおして、地域の新たな生活課題の把握と解決のための支援
- ④ 福祉委員研修会の実施と意識の向上
- ⑤ 改正法に対する新たな地域支援の研究
- ⑥ 民生・児童委員協議会等関係機関との情報共有
- ⑦ 地区福祉会、福祉団体等に対する支援と助成と協働
- ⑧ 第 2 次地域福祉活動計画推進委員会による年次検証の実施

#### （4）ボランティア活動の推進

本年度は、11 月 12 日（土）13 日（日）の両日益城町総合体育館をメイン会場に「第 10 回火の国ボランティアフェスティバル上益城」を実行委員会方式で開催することとなる。管内 5 町の首長、社協会長、ボランティア連絡協議会会長は、委員に就任いただくことになる。5 町社協職員で事務局を担い準備を進めていく。

災害ボランティアセンター設置訓練並びにサポーター養成講座については、昨年に引き続き蘇陽支所で社協全職員参加し実施する。また、介護保険法改正に伴う総合事業を補完

する内容の有償ボランティアの仕組みを立ち上げる。

山都町ボランティア連絡協議会と連携を図り、住民参加の理解を求めていく。

- ①平成28年度第10回火の国ボランティアフェスティバル上益城の開催
- ②災害ボランティアセンター設置訓練並びにサポーター養成講座（上級者編）の実施
- ③町の地域防災計画への参画
- ④ボランティアの高齢化にともない、新たな担い手の育成支援
- ⑤児童・生徒のボランティア体験学習の受け入れ
- ⑥ボランティア協力校委嘱事業の実施
- ⑦県社協ボランティアセンター並びに日赤熊本県支部との連携
- ⑧有償ボランティアの仕組みと立ち上げ（改正法への対応）

#### （5）高齢者福祉の推進

当町の高齢化率は、県内45市町村の中でもトップに位置し、昨年の国勢調査でも示されたとおり、超少子高齢人口減少（多死）社会といえる。前述したとおり、29年度からの要支援者へのサービス低下が懸念されるなか、社協独自のサービス開発が求められる。これは、地域住民、ボランティア、関係諸団体と手を取り合って進める必要があり、現在ニーズ調査を行っている。高齢であっても元気で自立した生活をできることが何より重要であり、以下のとおり取り組んでいく。

- ①各種高齢者入居施設の受託経営
- ②二次予防事業対象者向けデイサービス事業の受託実施
- ③生きがいデイサービス事業の実施（独自事業）
- ④各地区福社会による公民館「サロン」の開設
- ⑤「高齢者の生きがいと健康づくり事業」への支援・協力
- ⑥シルバー人材センター事業への支援・協力
- ⑦町老人クラブ連合会活動支援と協働活動
- ⑧シルバーヘルパー養成講座への協力（講師派遣）
- ⑨食の宅配サービス（安否確認）、外出支援サービス等  
地域支援事業の受託実施
- ⑩有償ボランティアの仕組みと立ち上げ

#### （6）障がい者福祉の推進

山都町内には「明星学園」、「さんぷうか」はじめ地域活動支援センター等充実した支援施設、団体があり、多くの障がい者の方の自立支援が行われている。健常者も障害を持つ方も地域で等しく生活していくことがノーマライゼーションの理念であり、その一助となるよう以下のとおり取り組んでいく。

- ①各種障がい者施設、NPO法人、ボランティア団体、  
当事者組織との連携、活動支援と助成
- ②相談・援護事業の実施（地域福祉権利擁護事業）
- ③居宅介護サービス（訪問介護）事業の実施
- ④移送（外出支援サービス）事業の受託実施
- ⑤管内障がい児（者）「地域のつどい」やスポーツ大会への  
参加協力
- ⑥障がい者雇用の促進

## (7) 児童福祉の推進

町から受託している「子育て支援センター」事業について、現在「千寿苑」の保健センターに設置し、へき地保育士を責任者として配置している。

29年度からは、現在の同和保育所に浜町地区の統合保育所が新設されそちらへ移転する予定となっている。へき地保育所については、本年度、御所保育所が5人、小峰保育所が8人でのスタートとなり、今後事業の存廃も考えておかなければならない。

- ①子育て支援事業（子供デイサービス）の実施及び学童保育との協働
- ②へき地保育所事業の受託経営
- ③地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター、つどいの広場、ファミリーサポートセンター）の受託経営
- ④世代間交流事業（伝承事業）等の実施
- ⑤ボランティア体験学習の受け入れ
- ⑥ボランティア協力校の委嘱
- ⑦清和地区 保・小・中連携協議会への参画

## (8) 在宅福祉サービス事業の充実

社協は、介護保険制度が施行される前から国の $\frac{1}{2}$ 助成事業として訪問介護や通所介護サービスに取り組んできた実績がある。平成12年、法施行後も民間参入のない山間地域へのサービス提供を担ってきた。民間事業者との競合は法人の本意ではないが、経営を支えるためにも選ばれる事業者として、職員の資質向上に努める。また、法改正に伴う新たな二

一ズ把握にも努め、制度の隙間を埋めていく取り組みが求められる。

- ①居宅介護支援事業所の経営
- ②予防居宅介護支援計画原案作成の受託
- ③訪問介護（予防訪問介護）事業所の経営
- ④通所介護2事業所（予防通所介護2事業所）の経営
- ⑤障害者総合支援法における居宅介護（訪問介護）事業所の経営
- ⑥食の宅配サービス（安否確認）外出支援サービス等地域支援事業の受託
- ⑦二次予防事業対象者向けデイサービス事業の受託実施
- ⑧生きがい対応型デイサービス事業の実施（独自事業）
- ⑨在宅介護者交流事業の実施
- ⑩福祉機器貸与事業の実施
- ⑪法改正に伴う新たな在宅サービスの研究と町との協働活動

#### （9）広報・啓発・人材育成事業

社協が担う事業活動については、記載した通り多岐に亘っており住民への周知、意識啓発に努めていく。先にも述べた区長制度改革について、社協独自での努力も求められる。社協ホームページや防災無線、町広報「やまと」等、最大限活用し、機関誌「かたくり」については、情報開示という部分で全戸配布を目指す。

- ①社協機関誌「かたくり」の定期発行
- ②社協福祉まつりや火の国ボランティアフェスティバル



上益城等各種イベントの開催

- ③災害ボランティアセンター設置訓練並びにサポーター養成講座の実施
- ④日赤山都町分区としての活動の周知
- ⑤シルバーヘルパー養成講座への講師派遣
- ⑥実習生・福祉体験学習の受け入れ
- ⑦熊本県立大学生の視察研修受け入れ（28年度）
- ⑧地区別福祉懇談会や各種会議等での周知・啓発
- ⑨町広報誌「やまと」へ社協への寄付者名の掲載
- ⑩社協ホームページの充実
- ⑪介護職員初任者研修事業実施方法の研究と県指定

#### （10）相談・援護事業

様々な生活課題を抱えた方への相談・援護を日々受け入れている。27年度からスタートした「生活困窮者自立支援法」の自立相談支援機関として、本年度も県社協の委託を受け実施していく。本来、社協の成り立ちからしても、「困窮者援護」という活動は法人の大きな役割であった。日常生活自立支援事業や成年後見制度等、判断能力が低下した方への支援を行っていく。また、弁護士による法律相談所の開設について、毎月1回3支部巡回型で実施しているが、相談件数が倍増しており、今後も協力をお願いしていく。

- ①福祉相談所の常設開設（3支部で対応）
- ②弁護士による法律相談所の月例開設
- ③日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の実施と成年後見制度（法人後見）の研究
- ④生活困窮者自立支援法における自立相談支援法機関と

しての取り組み

- ⑤生活福祉資金貸付事業の周知と適正活用
- ⑥困窮者援護事業の実施
- ⑦預かりサービス事業の実施